平成18年4月からの保育園児を募集

平成18年4月から、新たに保育園へ入所希望の児童を募集します。

別表の日程で受付を行いますので、手続きをしてください。

受付日程表

	町外の保育園	大磯保育園 国府保育園
日時	12月5日(月) 9:00～18:30 12月6日(火) 9:00～19:15	12月7日(水) 12月8日(木) 12月9日(金) 9:00～18:30
場所	保健センター1階　子育て支援班	

▼**対象児童**

平成18年4月1日現在、生後6ヶ月以上で、次の基準に該当する児童。

▼**入所基準**

保護者が次のいずれかの条件に該当し、同時にほかの家族らも保育ができないこと。

①居宅外・居宅内で日常の家事以外の労働をしている。（1日4時間以上・週4日以上）

②母親が妊娠中または出産前後。

③疾病・負傷又は心身に障害がある。

④家庭に長期にわたる病人等がいて、常時介護を必要としている。

⑤その他これらに類する状態。

▼**入所申込用紙の配布・受付**

申込用紙は、11月16日(水)から保健センターと町内各保育園で配布します。また、町ホームページからも取り出せます。

◎**問い合わせ**

子育て介護課　☎内線306

平成17年分 年末調整等説明会

年末調整の仕方と源泉徴収票及び給与支払報告書の書き方、法定調書の作成と提出に関する説明会を開催します。

▶**とき**

①**大磯会場**　11月16日(水)
午後2時～3時50分

②**二宮会場**　11月17日(木)
午後2時～3時50分

▶**ところ**

①**大磯会場**　大磯町保健センター2階研修室

②**二宮会場**　二宮町社会福祉センター大ホール

◎**問い合わせ**

- 平塚税務署法人課税第2部門
  ☎(22)1400
- 税務課　☎内線253

斜面地建築物の階数等を制限する条例素案について

斜面地における建築物に関し、階数に関する制限を定めるとともに、住宅地下室の容積率緩和を適用する際に基準となる地盤面の位置を新たに条例で定めます。

条例素案の概要

斜面地建築物の階数の制限

◇**階数の制限**

斜面地における建築物の階数は原則4以下とします。

◇**対象建築物**

JR東海道本線北側の第一種低層住居専用地域における、建築物の周囲と地面が接する高低差が3メートルを超える集合住宅（共同住宅、長屋など）

住宅地下室の容積率緩和の制限

平成16年6月に建築基準法が改正され、住宅地下室の容積率緩和に係る地盤面の位置について、条例により定めることができるようになりました。

これにより、特に斜面地における建築物について、容積率の緩和部分を少なくすることができ、全体としてボリュームを抑えることができます。

（住宅地下室の容積率緩和）

容積率を算定する際に、住宅地下室の床面積を全体の床面積の1／3までは算入しないことができる制度

◇**容積率緩和に係る地盤面の位置**

建築物の周囲が地面と接する最も低い位置

◇**対象区域**

JR東海道本線北側の第一種低層住居専用地域の区域

◇**対象建築物**

集合住宅

意見募集

条例素案の意見を募集

▼**募集期間**

11月1日(火)～14日(月)

▼**意見の提出方法**

- 郵送、FAXは本紙裏表紙を参照。
- 電子メールは町ホームページの「町政への意見・提案」から送信。

※書式は問いませんが、いずれの場合も連絡先を明記のうえ、まちづくり課まで提出。

○この資料は役場1階と国府支所の町民情報コーナー、まちづくり課、町ホームページで閲覧できます。

○いただいたご意見は、今後の参考にしますが、個々に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。また、公開される場合があることをご承知おきください。

◎**問い合わせ**

まちづくり課
☎内線242